

教職員の懲戒処分について

教職員の不祥事案について、当該教職員に対し、以下のとおり処分を行いました。

市民の皆様に深くお詫びし、不祥事の再発防止に向け、より一層、教職員の服務規律の確保に努めます。

1 地方公務員法に基づく懲戒処分

事案	処分内容	被処分者	概要	処分根拠
(1)	免職	市立小学校 教頭 (43歳)	令和5年7月28日(金)午後7時45分頃、堺市南区の書店において、書籍12点(20,493円分)を万引きし、警察官により現行犯逮捕された。 また、本件以外に、同年4月及び7月にも雑貨や書籍を万引きしていた。	地方公務員法第33条に違反し、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当
(2)	戒告	市立小学校 校長 (48歳)	上記事案(1)に関し、被処分者(1)が同年4月に万引きし、警察から任意同行を求められ聴取を受けた際、自身が身元引受人になっていたが、当事案を同年8月2日(水)の教育委員会による聴取まで意図的に報告していなかった。	地方公務員法第32条及び第33条に違反し、同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当
(3)	戒告	市立中学校 教頭 (52歳)	令和元年9月、当時勤務していた中学校で学校徴収金(428,800円)の盗難が発生した際、当時の校長(令和5年3月末再任用任期満了)に対して教育委員会への報告を進言しなかった。また、本人、当時の校長、担当教諭(令和4年3月末退職)の3人の私金で盗難にあった学校徴収金を補填する不適切な会計処理を行った。 加えて、平成31年4月の着任時に現認した出所不明金について、中身の確認を一切行わず、校長や教育委員会への報告を怠った。さらに、人事異動の際、この出所不明金の存在について後任教頭に引継ぎをしなかった。	地方公務員法第32条及び第33条に違反し、同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当

2 処分日

令和5年8月22日

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：教育委員会事務局 教職員人事部 教職員人事課 電 話：072-228-7438 ファックス：072-228-7890
----------------------------	--